

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第2号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認知症の診断を行う医師の指定) 第9条の3 法第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> 第1項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。 2 略	(認知症の診断を行う医師の指定) 第9条の3 法第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。 2 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。